（様式１）

競争参加資格確認申請書

2020年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　東京センター　所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

商号／名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

（担当者氏名 ）

（電話：　　　　　FAX： ）

（E-mail: ）

2020年7月31日付で公告のありました「JICA東京管理研修棟空調設備改修工事」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

添付資料：国土交通省関東地方整備局一般競争（指名競争）参加資格審査に係る認定通知書（写）

以　上

（様式２）

委　任　状

2020年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　東京センター　所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号／名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

　私は、【例:弊社社員】　【代理人氏名】　㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委　任　事　項

１．「JICA東京管理研修棟空調設備改修工事」について、2020年8月31日に行われる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限

２．その他上記に関する一切の権限

以　上

（様式３の１）

入　札　書

2020年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　東京センター　所長　殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　㊞

**【**JICA東京管理研修棟空調設備改修工事**】**

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 |  |  |  |  |  |  | ０ | ０ | ０ | 円 |

* *入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10％）を加算した額とします。*
* *金額は千円単位としてください。*

以　上

（様式３の２）

入　札　書

（代理人を立てる場合）

2020年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　東京センター　所長　殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

代理人氏名　　　　　　　　　　　㊞

1. **【**JICA東京管理研修棟空調設備改修工事**】**

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 |  |  |  |  |  |  | ０ | ０ | ０ | 円 |

* *入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10％）を加算した額とします。*
* *金額は千円単位としてください。*

以　上

（様式４）

機密保持誓約書

　独立行政法人国際協力機構

　　東京センター　所長　殿

　20　　年　　月　　日

住所

商号/名称

代表者役職・氏名　　　　　　　　　　㊞

　当社は、「　（　業　務　名　称　）　」の調達（以下「本調達」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

１．本誓約における「機密情報」とは、文書、電磁的記録、電子メール、口頭、視覚的手段その他の方法、記録媒体のいかんを問わず、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が当社に対して開示し、かつ、開示の際に秘密である旨を明示した情報をいう。

２．当社は、機密情報を本調達の目的にのみ使用するものとし、本調達の目的以外には使用しないものとする。

３．当社は、機密情報が含まれる書面その他の記録媒体を他の資料、物品等と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって保管することとし、機密情報を本調達のために知ることが必要な当社の役員、従業員に対してのみに開示するものとし、開示にあたっては、本誓約の内容を遵守させるものとする。

４．当社は、JICAの書面による事前承諾なくして機密情報を第三者に開示しないものとする。

５．当社は、４項の定めにもかかわらず、法令、裁判所、行政機関その他の法令に基づいて開示を要求する正当な権限を有している者から機密情報の開示を求められたときは、JICAに事前に通知した上で、機密情報を開示することができるものとする。

６. 当社は、本調達に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合は、機密情報を開示する第三者に対して、開示する情報が機密情報である旨を告げ、本誓約と同程度の機密保持義務を遵守させるものとし、第三者が誓約した機密保持誓約書の写しをJICAへ提出するものとする。

７．当社は、機密情報を第三者に開示する場合は、JICAとも協議し、必要に応じて一部マスキングを施した上で開示するなどの対応をすることとする。

８．当社は、本調達にかかる業務が終了し又はJICAから要求された場合には、当社又は６項で定める第三者が保持する機密情報を速やかにJICAに返却し又は破棄するものとする。

９．当社は、当社又は６項で定める第三者が本誓約に違反したことに起因又は関連して、JICAが損害又は費用（弁護士費用を含みます。）を被った場合、JICAに対し、これを全て賠償するものとする。

以上